

1 現状と課題

国民健康保険は、被保険者数の減少、高齢者や低所得者の増加等による国保税の減収にある一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による1人当たり医療費が増加傾向にあり、今後ますます厳しい財政運営が見込まれています。

このため、国保経営の安定化、効率化を図ることを目的に、都道府県が財政運営の責任主体となる制度改正が平成30年4月に行われたところですが、岩手県においては、県内市町村の保険料水準を令和7年度から令和11年度までに段階的に納付金ベースで統一していく方針を示し、これまで行ってきた県内市町村の事務事業についての標準化の協議とあわせ、国民健康保険の都道府県化を進めているところです。

子ども子育て政策の財源を全世代で支える仕組みとして創設された「子ども子育て支援金制度」は、令和8年度から、医療保険者は、保険税と併せて子ども・子育て支援金を被保険者から徴収する必要があります。

さらに、国は、現役世代の保険料負担の軽減を図る取り組みとして高額療養費やOTC類似薬等の薬剤の自己負担額の見直しを行うこととしていることから、市町村は、国が示す新しい仕組みに対応する必要があります。

このような課題に対して、花巻市は、県が進める国民健康保険の都道府県化と歩調を合わせながら、被保険者の資格管理、保険税率の決定及び賦課徴収、保健事業や被保険者へのきめ細かい広報周知などを適切に行っていく必要があります。

2 基本方針

(1) 国保財政の健全運営

適正な予算執行とともに財源を確保し、財政の健全な運営に努めます。

(2) 適正賦課の推進

安定した財源確保のため、所得の的確な把握を行い、公正かつ適正な賦課に努めます。

(3) 国保税収納促進

新規滞納者への早期対応に努めるとともに滞納者の実態を把握、分析し、きめ細かな納税相談を実施します。

担税力がありながら納付しない滞納者には、国保税の納付勧奨通知の送付により納税相談機会の拡充に努めるほか、適切に差押えや執行停止等の滞納処分を行います。

(4) 国保資格適用の適正化の推進

被保険者資格の的確な把握に努めます。

(5) 医療費適正化

診療報酬明細書（レセプト）点検の継続、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進、第三者行為の求償事務推進等により医療費の適正化に努めます。

(6) 保健事業の推進

「花巻市保健福祉総合計画」及び「健康はなまき21プラン」を推進す

るとともに、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期花巻市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。

特定健康診査の目標実施率 R8 57.0%

特定保健指導の目標実施率 R8 55.0%

(7) 広報活動の充実

国保制度、オンライン資格確認等についての理解促進を図るため、広報活動を充実します。

3 重点事項

(1) 国保財政の健全な運営

- ・ 医療費の動向、被保険者の推移等を加味した適切な財源確保
- ・ 制度改正等を見据えた着実な事務の実施

(2) 適正な賦課

- ・ 未申告者への申告勧奨及び転入者の所得把握

(3) 国保税収納率の向上

- ・ 新規滞納者への早期対応
- ・ 滞納者の実態把握
- ・ きめ細かな納付相談
- ・ 国保税の納付勧奨通知の送付を活用した納税相談機会の拡充
- ・ 差押等による滞納処分と県地方税特別滞納整理機構への移管
- ・ 口座振替の促進
- ・ 多様な納付方法の継続
(コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング)

(4) 国保資格適用の適正化

関係各課との連携・国民年金被保険者情報等の活用による被保険者資格の的確な把握

(5) 医療費の適正化

- ・ 電算システムによるレセプト点検業務の実施
- ・ ジェネリック医薬品差額通知等による普及促進
- ・ 第三者行為求償事務の確実な実施
- ・ 電子レセプトや国保データベースシステムによる医療健康情報の分析
- ・ 医療機関の適正受診の啓発

(6) 保健事業の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の充実
- ・ 生活習慣病重症化予防のための保健指導等の実施
- ・ 健康教育、健康相談の実施
- ・ 保健推進委員及び食生活改善推進員と連携した保健事業の実施
- ・ 重複・多剤投与者に対する保健指導の実施
- ・ 人間ドック及び脳ドック利用奨励金の交付

(7) 広報活動の充実

- ・ 制度運営、オンライン資格確認等の周知
- ・ 健康の自己管理（セルフケア）意識の普及・啓発

事 項	現 状				
1 国保財政の健全運営 (1) 一般的状況	被保険者数の状況は次のとおりである。				
	①被保険者数の状況	(年度末)			
	区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年12月末
	総 数	17,215	16,639	15,869	15,399
	未就学児	234	236	176	177
	一般(若年)	11,510	11,144	10,631	10,320
	70歳以上	5,471	5,259	5,062	4,902
増減の状況	転 入	438	515	481	34
	転 出	366	395	380	41
	差 引	72	120	101	△ 7
	社 保 離 脱	2,819	2,872	2,872	239
	社 保 加 入	2,231	2,107	2,250	200
	差 引	588	765	622	39
	生 保 廃 止	38	28	36	2
	生 保 開 始	44	53	59	8
	差 引	△ 6	△ 25	△ 23	△ 6
	出 生	31	22	15	3
	死 亡	186	175	168	14
	差 引	△ 155	△ 153	△ 153	△ 11
	後期高齢者離脱	0	0	2	0
	後期高齢者加入	1,263	1,238	1,198	84
	差 引	△ 1,263	△ 1,238	△ 1,196	△ 84
	その他(増)	165	145	200	12
	その他(減)	219	190	320	5
	差 引	△ 54	△ 45	△ 120	7
	年度中増	3,491	3,582	3,606	290
	年度中減	4,309	4,158	4,375	352
差 引	△ 818	△ 576	△ 769	△ 62	
②医療費の状況	医療給付の状況(一人当たり費用額)は、次のとおりである。				
					(単位: 円)
	区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込
	一 般	313,304	324,807	333,620	338,218
	*医療給付は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。				
(2) 財政の状況	単年度収支は次のとおりである。				
	①単年度収支の状況				
	区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込
	金 額	569	963	1,248	10,043
②基金の保有状況	基金の保有状況は、次のとおりである。				
					(単位: 千円)
	区 分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込
	金 額	940,905	646,609	835,695	594,074

事 項	現 状			
(3) 予算編成方針 <歳入に関する事項> ①国民健康保険税の確保	被保険者数の減少と国民健康保険税率の一部引き下げにより、収入の確保は難しい状況にある。			
	医療給付費分税率			
	区分	令和5年度	6年度	7年度
	所得割額	6.50%	6.50%	6.50%
	資産割額	—	—	—
	均等割額	16,500円	16,500円	16,500円
	平等割額	16,300円	16,300円	16,300円
	課税限度額	650,000円	650,000円	660,000円
	後期高齢者支援金分税率			
	区分	令和5年度	6年度	7年度
	所得割額	2.00%	2.00%	2.50%
	資産割額	—	—	—
	均等割額	6,900円	6,900円	9,500円
	平等割額	5,600円	5,600円	7,000円
	課税限度額	220,000円	240,000円	260,000円
介護納付金分税率				
区分	令和5年度	6年度	7年度	
所得割額	2.00%	2.00%	2.00%	
資産割額	—	—	—	
均等割額	7,500円	7,500円	7,900円	
平等割額	7,800円	7,800円	7,800円	
課税限度額	170,000円	170,000円	170,000円	
国民健康保険税決算額 (単位:千円)				
区分	令和4年度	5年度	6年度	
一 般	医療現年	815,417	795,134	796,747
	後期現年	274,806	268,641	269,436
	介護現年	105,427	103,372	100,547
	医療滞繰	26,487	21,954	23,573
	後期滞繰	8,809	7,428	7,843
	介護滞繰	5,402	4,372	4,682
	計	1,236,348	1,200,901	1,202,828
退 職	医療現年	0	0	0
	後期現年	0	0	0
	介護現年	0	0	0
	医療滞繰	18	63	0
	後期滞繰	6	20	0
	介護滞繰	7	17	0
	計	31	100	0
計	医療現年	815,417	795,134	796,747
	後期現年	274,806	268,641	269,436
	介護現年	105,427	103,372	100,547
	医療滞繰	26,505	22,017	23,573
	後期滞繰	8,815	7,448	7,843
	介護滞繰	5,409	4,389	4,682
	計	1,236,379	1,201,001	1,202,828

目 標	実施方法(内容)																																																		
国保財政の健全化を図る。	<p data-bbox="496 277 1193 311">適切な財源確保により、財政の健全な運営に努める。</p> <p data-bbox="608 349 842 383">医療給付費分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 383 1010 600"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>16,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>670,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 636 930 669">後期高齢者支援金分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 669 1010 887"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>260,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 913 842 947">介護納付金分税率</p> <table border="1" data-bbox="603 947 1010 1164"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>7,900円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>170,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="608 1191 991 1225">子ども・子育て支援納付金税率</p> <table border="1" data-bbox="603 1225 1010 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割額</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>18歳均等割額</td> <td>62円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="496 1657 1289 1832"> 収納率向上のため、以下の事業を実施する。 ・徴収嘱託員(1名)、窓口対応事務員(3名)の設置 ・口座振替の促進 ・コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納付方法の継続と周知 </p>	区分	8年度	所得割額	6.50%	資産割額	—	均等割額	16,500円	平等割額	16,300円	課税限度額	670,000円	区分	8年度	所得割額	2.50%	資産割額	—	均等割額	9,500円	平等割額	7,000円	課税限度額	260,000円	区分	8年度	所得割額	2.00%	資産割額	—	均等割額	7,900円	平等割額	7,800円	課税限度額	170,000円	区分	8年度	所得割額	0.40%	資産割額	—	均等割額	1,300円	平等割額	1,200円	18歳均等割額	62円	課税限度額	30,000円
区分	8年度																																																		
所得割額	6.50%																																																		
資産割額	—																																																		
均等割額	16,500円																																																		
平等割額	16,300円																																																		
課税限度額	670,000円																																																		
区分	8年度																																																		
所得割額	2.50%																																																		
資産割額	—																																																		
均等割額	9,500円																																																		
平等割額	7,000円																																																		
課税限度額	260,000円																																																		
区分	8年度																																																		
所得割額	2.00%																																																		
資産割額	—																																																		
均等割額	7,900円																																																		
平等割額	7,800円																																																		
課税限度額	170,000円																																																		
区分	8年度																																																		
所得割額	0.40%																																																		
資産割額	—																																																		
均等割額	1,300円																																																		
平等割額	1,200円																																																		
18歳均等割額	62円																																																		
課税限度額	30,000円																																																		

事 項	現 状																																								
②一般会計繰入金	<p>一般会計からの繰り入れは、法令に基づいて保険基盤安定制度、出産育児一時金、事務費等を繰り入れている。</p> <p>繰入の状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険基盤安定</td> <td>393,759</td> <td>372,843</td> <td>358,255</td> <td>366,753</td> </tr> <tr> <td>未就学児均等割</td> <td></td> <td>1,612</td> <td>1,333</td> <td>1,471</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>4,359</td> <td>5,326</td> <td>4,222</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>事務費等</td> <td>69,269</td> <td>66,269</td> <td>72,656</td> <td>90,813</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>127,374</td> <td>118,105</td> <td>117,624</td> <td>68,179</td> </tr> <tr> <td>産前産後</td> <td></td> <td>67</td> <td>426</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>594,761</td> <td>564,222</td> <td>554,516</td> <td>538,216</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未就学児均等割保険税軽減措置による繰入については、令和4年度から開始されたもの。 ※産前産後保険税免除措置による繰入については、令和6年1月から開始されたもの。</p>	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込	保険基盤安定	393,759	372,843	358,255	366,753	未就学児均等割		1,612	1,333	1,471	出産育児一時金	4,359	5,326	4,222	10,000	事務費等	69,269	66,269	72,656	90,813	その他	127,374	118,105	117,624	68,179	産前産後		67	426	1,000	計	594,761	564,222	554,516	538,216
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込																																					
保険基盤安定	393,759	372,843	358,255	366,753																																					
未就学児均等割		1,612	1,333	1,471																																					
出産育児一時金	4,359	5,326	4,222	10,000																																					
事務費等	69,269	66,269	72,656	90,813																																					
その他	127,374	118,105	117,624	68,179																																					
産前産後		67	426	1,000																																					
計	594,761	564,222	554,516	538,216																																					
<歳出に関する事項>																																									
①総務費	<p>医療費の適正化及び収納率の向上を図るため、業務委託に係る経費、医療費適正化等に要する経費を計上している。</p>																																								
②保険給付費	<p>療養給付費、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の積算にあたっては、これまでの実績等を分析し、さらに、最近の医療費の動向等を勘案した額を計上する。</p> <p>医療費の状況(保険者負担) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">療養諸費</td> <td>一般</td> <td>5,393,525</td> <td>5,421,155</td> <td>5,310,379</td> <td>5,223,671</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,393,525</td> <td>5,421,155</td> <td>5,310,379</td> <td>5,223,671</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高額療養費</td> <td>一般</td> <td>807,316</td> <td>814,752</td> <td>825,349</td> <td>822,231</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>807,316</td> <td>814,752</td> <td>825,349</td> <td>822,231</td> </tr> </tbody> </table> <p>※療養諸費は、療養給付費(食事療養費差額分含む)と療養費の合算額である。</p>	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込	療養諸費	一般	5,393,525	5,421,155	5,310,379	5,223,671	退職	0	0			計	5,393,525	5,421,155	5,310,379	5,223,671	高額療養費	一般	807,316	814,752	825,349	822,231	退職	0	0			計	807,316	814,752	825,349	822,231			
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度見込																																					
療養諸費	一般	5,393,525	5,421,155	5,310,379	5,223,671																																				
	退職	0	0																																						
	計	5,393,525	5,421,155	5,310,379	5,223,671																																				
高額療養費	一般	807,316	814,752	825,349	822,231																																				
	退職	0	0																																						
	計	807,316	814,752	825,349	822,231																																				
③保健事業費	<p>被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見と疾病予防等を図るため、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施している。</p>																																								
④制度改正等を見据えた事務の実施	<p>都道府県化による市町村事務の広域化・効率化の検討</p>																																								

目 標	実施方法(内容)						
<p>業務委託し事業の効率化を図る。</p>	<p>レセプト点検業務の委託</p> <p>保険者の負担割合は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6歳(義務教育就学前)未満の者 8割 ・6歳(義務教育就学後)以上70歳未満の者 7割 ・70歳から74歳までの者 8割(現役並み所得者は7割) 						
<p>保健事業費として、保険税の額の1%以上の額を確保する。</p>	<p>令和7年度保健事業費予算額</p> <table border="0"> <tr> <td>国保税現年分予算額</td> <td>1,164,198千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健事業費予算額</td> <td>126,399千円</td> <td>割合 10.85%</td> </tr> </table> <p>(医療費通知分を除く)</p>	国保税現年分予算額	1,164,198千円		保健事業費予算額	126,399千円	割合 10.85%
国保税現年分予算額	1,164,198千円						
保健事業費予算額	126,399千円	割合 10.85%					
<p>都道府県化に伴う事務を着実に実施する</p>	<p>納付金を算定するための基礎データの作成・報告等</p>						

事 項	現 状																																																																																			
<p>2適正賦課の推進</p> <p>(1)所得の適正な把握</p> <p>(2)応益割合</p> <p>(3)保険税の軽減</p> <p>(4)保険税の減免 減免基準</p> <p>(5)遡及適用者及び 所得修正に係る 適正賦課</p>	<p>被保険者間の負担の公平を図るため、課税所得の適正な把握に努め、特に転入者については、迅速な所得照会を行っている。</p> <p>また、申告のない世帯については、関係部署と連携を図り、申告指導を行っている。</p> <p>一般被保険者(現年分)の応益割合は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="568 555 1248 654"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応益割合</td> <td>49.43%</td> <td>47.80%</td> <td>43.75%</td> <td>44.26%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R5～R7は当初賦課時点、R8月分見込は予算積算時点</p> <p>保険税の軽減については、加入世帯の半数を超える世帯が軽減対象世帯となっている。</p> <p>(保険基盤安定負担金交付申請時の世帯数)</p> <table border="1" data-bbox="568 1066 1385 1599"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> <th>8年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>4,000</td> <td>3,804</td> <td>3,412</td> <td>3,228</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>1,482</td> <td>1,478</td> <td>1,357</td> <td>1,287</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>2,084</td> <td>1,974</td> <td>1,906</td> <td>1,733</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>679</td> <td>657</td> <td>610</td> <td>570</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2割世帯</td> <td>医療・後期分</td> <td>1,338</td> <td>1,355</td> <td>1,232</td> <td>1,141</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>475</td> <td>483</td> <td>410</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>医療・後期分</td> <td>7,422</td> <td>7,133</td> <td>6,550</td> <td>6,102</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2,636</td> <td>2,618</td> <td>2,377</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽減世帯の割合 %</td> <td>医療・後期分</td> <td>62.6</td> <td>62.0%</td> <td>57.0%</td> <td>53.1%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>57.0</td> <td>58.3%</td> <td>52.9%</td> <td>50.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免基準による減免件数・額</p> <table border="1" data-bbox="568 1671 1248 1818"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>10件</td> <td>341,300円</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>2件</td> <td>122,900円</td> </tr> <tr> <td>6年度</td> <td>4件</td> <td>187,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 旧被扶養者に係る減免は除く</p> <p>遡及賦課は地方税法の規定により、3年となっている。</p> <p>所得の更正や資格異動等に係る賦課については、関係各課との連携を図り適正に行っている。</p>	区分	令和5年度	6年度	7年度	8年度見込	応益割合	49.43%	47.80%	43.75%	44.26%	区分		令和5年度	6年度	7年度	8年度見込	7割世帯	医療・後期分	4,000	3,804	3,412	3,228	介護分	1,482	1,478	1,357	1,287	5割世帯	医療・後期分	2,084	1,974	1,906	1,733	介護分	679	657	610	570	2割世帯	医療・後期分	1,338	1,355	1,232	1,141	介護分	475	483	410	393	計	医療・後期分	7,422	7,133	6,550	6,102	介護分	2,636	2,618	2,377	2,250	軽減世帯の割合 %	医療・後期分	62.6	62.0%	57.0%	53.1%	介護分	57.0	58.3%	52.9%	50.1%	年度	件数	額	令和4年度	10件	341,300円	5年度	2件	122,900円	6年度	4件	187,900円
区分	令和5年度	6年度	7年度	8年度見込																																																																																
応益割合	49.43%	47.80%	43.75%	44.26%																																																																																
区分		令和5年度	6年度	7年度	8年度見込																																																																															
7割世帯	医療・後期分	4,000	3,804	3,412	3,228																																																																															
	介護分	1,482	1,478	1,357	1,287																																																																															
5割世帯	医療・後期分	2,084	1,974	1,906	1,733																																																																															
	介護分	679	657	610	570																																																																															
2割世帯	医療・後期分	1,338	1,355	1,232	1,141																																																																															
	介護分	475	483	410	393																																																																															
計	医療・後期分	7,422	7,133	6,550	6,102																																																																															
	介護分	2,636	2,618	2,377	2,250																																																																															
軽減世帯の割合 %	医療・後期分	62.6	62.0%	57.0%	53.1%																																																																															
	介護分	57.0	58.3%	52.9%	50.1%																																																																															
年度	件数	額																																																																																		
令和4年度	10件	341,300円																																																																																		
5年度	2件	122,900円																																																																																		
6年度	4件	187,900円																																																																																		

目 標	実施方法(内容)
<p>*保険税軽減制度 前年度の所得が低かった世帯を対象に国保税の一部を減額する制度</p>	<p>応能割・応益割 国保税は、被保険者の負担能力に応じて賦課される「応能割」と受益に応じて等しく被保険者に賦課される「応益割」から構成される。「応能分」は、所得に応じた「所得割」と、資産に応じた「資産割」とに分けられ、「応益分」は、被保険者の人数に応じた「均等割」と世帯ごとの「平等割」とに分けられる。 当市では平成30年度から資産割を廃止している。</p> <p>低所得世帯については、応益割を軽減(7割、5割、2割)している。</p> <p>軽減の対象(令和8年度基準) 世帯主(擬制世帯主を含む)と被保険者の前年中の所得額の合計額(世帯の総所得金額)が下記の基準額以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減…43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 ・5割軽減…43万円+(31万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 ・2割軽減…43万円+(57万円×被保険者数(※2)) +10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下 <p>※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者 ※2 国保から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。</p>

事 項	現 状																																																												
3国保税収納促進 (1) 収納率の状況	<p>収納率の状況は下記のとおりである。</p> <p>収納率の状況 (単位:%)</p> <table border="1" data-bbox="571 362 1145 976"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一 般</td> <td>医療現年</td> <td>96.81</td> <td>96.32</td> <td>96.34</td> </tr> <tr> <td>後期現年</td> <td>96.77</td> <td>96.30</td> <td>96.34</td> </tr> <tr> <td>介護現年</td> <td>94.81</td> <td>94.19</td> <td>94.03</td> </tr> <tr> <td>医療滞繰</td> <td>32.98</td> <td>30.90</td> <td>31.25</td> </tr> <tr> <td>後期滞繰</td> <td>34.72</td> <td>32.60</td> <td>32.24</td> </tr> <tr> <td>介護滞繰</td> <td>32.49</td> <td>28.67</td> <td>28.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退 職</td> <td>医療現年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>後期現年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>介護現年</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>医療滞繰</td> <td>1.60</td> <td>9.08</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>後期滞繰</td> <td>1.68</td> <td>9.80</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>介護滞繰</td> <td>2.10</td> <td>7.85</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>90.8</td> <td>90.68</td> <td>90.45</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和4年度	5年度	6年度	一 般	医療現年	96.81	96.32	96.34	後期現年	96.77	96.30	96.34	介護現年	94.81	94.19	94.03	医療滞繰	32.98	30.90	31.25	後期滞繰	34.72	32.60	32.24	介護滞繰	32.49	28.67	28.48	退 職	医療現年	—	—	—	後期現年	—	—	—	介護現年	—	—	—	医療滞繰	1.60	9.08	—	後期滞繰	1.68	9.80	—	介護滞繰	2.10	7.85	—	計		90.8	90.68	90.45
区 分		令和4年度	5年度	6年度																																																									
一 般	医療現年	96.81	96.32	96.34																																																									
	後期現年	96.77	96.30	96.34																																																									
	介護現年	94.81	94.19	94.03																																																									
	医療滞繰	32.98	30.90	31.25																																																									
	後期滞繰	34.72	32.60	32.24																																																									
	介護滞繰	32.49	28.67	28.48																																																									
退 職	医療現年	—	—	—																																																									
	後期現年	—	—	—																																																									
	介護現年	—	—	—																																																									
	医療滞繰	1.60	9.08	—																																																									
	後期滞繰	1.68	9.80	—																																																									
	介護滞繰	2.10	7.85	—																																																									
計		90.8	90.68	90.45																																																									
(2) 納期内納付	<p>納期内納付を促進することは、収納対策の第一歩であることから被保険者に対する啓発とともに、口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納付方法を周知し、収納推進に努める。</p> <p>①納期</p> <table border="0" data-bbox="670 1200 1181 1541"> <tr><td>第1期</td><td>7月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>8月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>9月1日から同月30日まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>10月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>11月1日から同月30日まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>12月1日から同月25日まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>翌年1月1日から同月31日まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>翌年2月1日から同月末日まで</td></tr> </table> <p>②令和6年度納税方法別の件数・利用割合</p> <table border="1" data-bbox="475 1630 1394 1850"> <thead> <tr> <th>期別 全件数</th> <th>口座振替</th> <th>コンビニ 収納</th> <th>クレジット カード収 納</th> <th>スマート フォン決 済 (PayPay)</th> <th>地方税 共通納税 システム</th> <th>年金特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77,041件</td> <td>15,925件</td> <td>25,039件</td> <td>164件</td> <td>715件</td> <td>9,729件</td> <td>16,779件</td> </tr> <tr> <td>100.0%</td> <td>20.7%</td> <td>32.5%</td> <td>0.2%</td> <td>0.9%</td> <td>12.6%</td> <td>21.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※クレジットカード収納の件数に、ネットバンキング収納(ペイジー)の件数を含む。</p>	第1期	7月1日から同月31日まで	第2期	8月1日から同月31日まで	第3期	9月1日から同月30日まで	第4期	10月1日から同月31日まで	第5期	11月1日から同月30日まで	第6期	12月1日から同月25日まで	第7期	翌年1月1日から同月31日まで	第8期	翌年2月1日から同月末日まで	期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決 済 (PayPay)	地方税 共通納税 システム	年金特徴	77,041件	15,925件	25,039件	164件	715件	9,729件	16,779件	100.0%	20.7%	32.5%	0.2%	0.9%	12.6%	21.8%																							
第1期	7月1日から同月31日まで																																																												
第2期	8月1日から同月31日まで																																																												
第3期	9月1日から同月30日まで																																																												
第4期	10月1日から同月31日まで																																																												
第5期	11月1日から同月30日まで																																																												
第6期	12月1日から同月25日まで																																																												
第7期	翌年1月1日から同月31日まで																																																												
第8期	翌年2月1日から同月末日まで																																																												
期別 全件数	口座振替	コンビニ 収納	クレジット カード収 納	スマート フォン決 済 (PayPay)	地方税 共通納税 システム	年金特徴																																																							
77,041件	15,925件	25,039件	164件	715件	9,729件	16,779件																																																							
100.0%	20.7%	32.5%	0.2%	0.9%	12.6%	21.8%																																																							

目 標	実施方法(内容)
<p>収納率目標 現年度 96.60%</p> <p>滞納繰越 前年度滞納繰越額 を下回る額。</p>	<p>「岩手県国民健康保険運営方針」で定める収納率目標を達成するため、同方針に掲げる取り組み事項を実施し、国民健康保険財政の安定化に努める。</p> <p>※県の運営方針では、現年度分については、県の目標値93.39%(被保険者1万5千人以上の保険者規模別グループの平均収納率)をすでに上回っている保険者は、平成30年度の当該市町村収納率以上の率を、滞納繰越分については、当該市町村の前年度滞納繰越額を下回る額を、それぞれ設定することとされています。</p>
<p>納期内納付を促進する。</p>	<p>* 納税者に対するチラシ配布、金融機関等の窓口での新規奨励等により、引き続き口座振替納付の増加に努める。</p> <p>* 広報紙やホームページを通じて、納期限内納付の必要性や口座振替、コンビニ、電子マネー、クレジットカード、ネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど多様な納税方法のPRを行う。</p> <p>* 窓口対応事務員を配置し、納税者に対する初期対応・説明等を行う。</p>

事 項	現 状																																													
(3)滞納者対策	<p>滞納世帯数、滞納額は次のとおりである。</p> <p>納税者の負担の公平を図るため、特別療養費の対象となる世帯には国保税の納付勧奨通知をして、滞納者との面談の機会を増やすなどの対策を講じ、収納率の向上に努めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞納世帯数(世帯)</td> <td>575</td> <td>654</td> <td>634</td> <td>549</td> </tr> <tr> <td>滞納額(千円)</td> <td>110,367</td> <td>117,377</td> <td>121,071</td> <td>91,701</td> </tr> <tr> <td>短期被保険者証(世帯)</td> <td>246</td> <td>229</td> <td>207</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>資格証明書(世帯)</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別療養(世帯)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>9/1現在 9/1現在</p> <p>※令和6年12月2日マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、短期被保険者証及び資格証明書についても廃止となったが、国保税を滞納している世帯に対し、特別療養(医療機関で10割負担)の対象とすることとなったもの。</p>	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年12月末	滞納世帯数(世帯)	575	654	634	549	滞納額(千円)	110,367	117,377	121,071	91,701	短期被保険者証(世帯)	246	229	207	-	資格証明書(世帯)	7	6	5	-	特別療養(世帯)	-	-	-	6															
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年12月末																																										
滞納世帯数(世帯)	575	654	634	549																																										
滞納額(千円)	110,367	117,377	121,071	91,701																																										
短期被保険者証(世帯)	246	229	207	-																																										
資格証明書(世帯)	7	6	5	-																																										
特別療養(世帯)	-	-	-	6																																										
4国保資格適用の適正化	<p>国民健康保険法に基づき、医療保険制度の資格の適用適正化を図るため、未適用者、退職者、重複適用者等について、関係機関及び部署と連携し、適用適正化を推進している。</p> <p>また、居所不明者についても、住民基本台帳担当、徴税担当と連携をとりながら、実態把握に努めている。</p>																																													
5医療費適正化 (1)レセプト点検の 充実・強化	<p>レセプト点検調査状況は次のとおりである。</p> <p>レセプト点検業務は、専門的な知識が求められることから、適格者を配置できる業者に委託している。また、研修会に参加することなどにより担当職員の資質の向上に努めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総点検枚数(枚)</td> <td>363,370</td> <td>353,887</td> <td>343,662</td> <td>330,649</td> </tr> <tr> <td>過誤調整枚数(枚)</td> <td>2,334</td> <td>1,800</td> <td>1,381</td> <td>1,644</td> </tr> <tr> <td>過誤調整金額(千円)</td> <td>11,834</td> <td>9,174</td> <td>17,691</td> <td>12,538</td> </tr> <tr> <td>被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)</td> <td>638</td> <td>515</td> <td>1,038</td> <td>767</td> </tr> <tr> <td>再審査請求枚数(枚)</td> <td>2,334</td> <td>2,246</td> <td>1,588</td> <td>2,038</td> </tr> <tr> <td>再審査請求金額(千円)</td> <td>150,597</td> <td>148,791</td> <td>76,967</td> <td>119,701</td> </tr> <tr> <td>査定額(千円)</td> <td>2,703</td> <td>1,719</td> <td>1,644</td> <td>2,997</td> </tr> <tr> <td>被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)</td> <td>145</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	総点検枚数(枚)	363,370	353,887	343,662	330,649	過誤調整枚数(枚)	2,334	1,800	1,381	1,644	過誤調整金額(千円)	11,834	9,174	17,691	12,538	被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	638	515	1,038	767	再審査請求枚数(枚)	2,334	2,246	1,588	2,038	再審査請求金額(千円)	150,597	148,791	76,967	119,701	査定額(千円)	2,703	1,719	1,644	2,997	被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	145	96	96	183
区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度																																										
総点検枚数(枚)	363,370	353,887	343,662	330,649																																										
過誤調整枚数(枚)	2,334	1,800	1,381	1,644																																										
過誤調整金額(千円)	11,834	9,174	17,691	12,538																																										
被保険者一人当たり過誤調整財政効果額(円)	638	515	1,038	767																																										
再審査請求枚数(枚)	2,334	2,246	1,588	2,038																																										
再審査請求金額(千円)	150,597	148,791	76,967	119,701																																										
査定額(千円)	2,703	1,719	1,644	2,997																																										
被保険者一人当たり再審査財政効果額(円)	145	96	96	183																																										

目 標	実施方法(内容)
納税相談の機会創出を図る。	特別療養費の対象となる世帯には国保税の納付勧奨通知を送付して滞納者に接触する機会を増やし納税相談を行う。(特別療養費の対象世帯であっても18歳以下の子どもには、引き続き療養の給付を行う。)
滞納整理を実施する。	徴収嘱託員を配置して、現年度分の電話催告を中心に行い、滞納繰越の抑制に努める。また、文書による一斉催告を年5回実施する。
滞納処分を実施する。	滞納処分について、国保税の納付勧奨通知の送付により、滞納者との接触の機会を確保する。財産調査や搜索により滞納者の実態把握に努め、適切な差押えの執行や資力のない者については、滞納処分の執行停止を行う。
適用の適正化を図る。	国民年金資格喪失者一覧表の活用による喪失届出の勧奨を行う。被保険者証及び医療費通知が届かない世帯等に対し、住民実態調査を行う。
レセプト点検体制の充実を図る。 新国保3%運動 レセプト点検等により国保医療費の1%以上の財政効果をあげること。	レセプト点検業務委託の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から請求されたレセプトの内容や資格について、二重に点検及び審査を行う。またその業務は、適切な資格があり、レセプト点検の実務に実績のある岩手県国民健康保険連合会に委託する。 ・点検及び審査の結果に基づき、医療機関へ返戻や被保険者への返還請求、オンライン資格確認を利用した保険者間振替等を行い、適正な保険給付に努める。 担当職員の研修会への参加 研修会等へ積極的に参加し、資質の向上を図る。

事 項	現 状															
(2)ジェネリック医薬品の差額通知等による普及促進	<p>被保険者の医療費抑制意識の啓発のため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合との差額を知らせる。</p> <table border="1" data-bbox="504 394 1331 495"> <thead> <tr> <th>診療年月</th> <th>令和5年3月</th> <th>6年3月</th> <th>7年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花巻市ジェネリック使用割合</td> <td>87.0%</td> <td>88.7%</td> <td>92.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*厚生労働省HP「保険者別の後発医薬品の使用割合」より</small></p>	診療年月	令和5年3月	6年3月	7年3月	花巻市ジェネリック使用割合	87.0%	88.7%	92.3%							
診療年月	令和5年3月	6年3月	7年3月													
花巻市ジェネリック使用割合	87.0%	88.7%	92.3%													
(3)第三者行為求償事務の確実な実施	<p>第三者行為求償事務の状況は次のとおりである。 交通事故等の第三者行為の把握に努め、的確な事務処理を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="504 797 1331 976"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求償件数</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>求償額</td> <td>3,214 (5,364)</td> <td>691 (4,390)</td> <td>162 (2,221)</td> <td>387 (5,415)</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*求償額は当該年度新規分、求償件数・求償額()は過年度求償分も含めた当該年度徴収済額</small></p>	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年12月末	求償件数	14	27	11	9	求償額	3,214 (5,364)	691 (4,390)	162 (2,221)	387 (5,415)
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年12月末												
求償件数	14	27	11	9												
求償額	3,214 (5,364)	691 (4,390)	162 (2,221)	387 (5,415)												
(4)医療健康情報の分析	<p>電子レセプトや国保データベースシステム等からの各種データを医療費適正化対策及び保健事業の推進に活用している。</p>															
(5)医療機関の適正受診の啓発	<p>健康及び保険制度に対する意識を高めるため、医療費通知を行っている。 レセプトから不適切な医療機関受診者を階層化し、適正受診に向けた個別指導を行っている。</p>															

目 標	実施方法(内容)
ジェネリック数量割合を94%以上とする。	ジェネリック医薬品使用の使用の場合の差額通知を実施する。 対象は、ジェネリック医薬品に切り替え可能な医薬品を使用している被保険者 年3回発送(1回当たり約200人)
求償件数を16件以上とする。	第三者行為求償事務の迅速な実施 事故発見 本人や損害保険会社からの届出 レセプト、消防署からの通知、新聞記事 委任先 国保連
データヘルス計画の評価と保健事業の推進	医療費分析の実施 活用資料 地区別・年齢別等疾病統計、 長期入院リスト、多受診者一覧 活用方法 健康教育、健康相談、訪問指導 適用適正化の推進 健康づくり課との連携
更なる適正受診の啓発を行う。	医療費通知は、年1回実施する。 不適切な医療機関受診者に対し、適正受診の必要性や生活習慣の見直し・改善に向けた個別指導を訪問・電話により実施する。

事 項	現 状																																																																	
<p>6保健事業の推進</p> <p>(1)生活習慣病予防と健康づくりの推進</p> <p>①特定健康診査 特定保健指導 糖尿病性腎症重症化予防 生活習慣病ハイリスク対策</p> <p>②健康教育 健康相談</p> <p>③保健推進委員による地域活動</p> <p>④食生活改善推進員による地域活動</p> <p>(2)重複・多剤投与者に対する保健指導の実施</p>	<p>被保険者の健康の保持増進と生活習慣病予防のため、地域の健康課題や被保険者のニーズ等に即した保健事業を展開している。</p> <p>生活習慣病を誘因とする内臓脂肪症候群に着目した健診を行い生活習慣病の発症リスクの高い者に対し、個別指導を行う。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導(法定報告値)</p> <table border="1" data-bbox="544 633 1315 784"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査受診率</td> <td>50.4%</td> <td>52.7%</td> <td>54.0%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率</td> <td>44.7%</td> <td>47.4%</td> <td>49.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○糖尿病性腎症重症化予防 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 929 1315 1030"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健指導実施率</td> <td>43.8%</td> <td>45.6%</td> <td>39.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○健康教育・健康相談 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1276 1315 1426"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教育</td> <td>3,822</td> <td>1,191</td> <td>1,113</td> <td>1,435</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>1,187</td> <td>1,403</td> <td>1,162</td> <td>1,221</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保健推進委員活動 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1516 1315 1617"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力人数</td> <td>1,178</td> <td>1,724</td> <td>1,552</td> <td>1,823</td> </tr> </tbody> </table> <p>○食生活改善伝達講習会 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1706 1315 1807"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>443</td> <td>983</td> <td>1,328</td> <td>834</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重複・多剤投与者指導人数 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="544 1897 1315 1998"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施人数</td> <td>22</td> <td>32</td> <td>28</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度は重複・頻回受診、多剤服薬者を対象とする。</p>		令和4年度	5年度	6年度	特定健康診査受診率	50.4%	52.7%	54.0%	特定保健指導実施率	44.7%	47.4%	49.0%		令和4年度	5年度	6年度	保健指導実施率	43.8%	45.6%	39.3%		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	健康教育	3,822	1,191	1,113	1,435	健康相談	1,187	1,403	1,162	1,221		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	協力人数	1,178	1,724	1,552	1,823		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	参加人数	443	983	1,328	834		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	実施人数	22	32	28	27
	令和4年度	5年度	6年度																																																															
特定健康診査受診率	50.4%	52.7%	54.0%																																																															
特定保健指導実施率	44.7%	47.4%	49.0%																																																															
	令和4年度	5年度	6年度																																																															
保健指導実施率	43.8%	45.6%	39.3%																																																															
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																																																														
健康教育	3,822	1,191	1,113	1,435																																																														
健康相談	1,187	1,403	1,162	1,221																																																														
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																																																														
協力人数	1,178	1,724	1,552	1,823																																																														
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																																																														
参加人数	443	983	1,328	834																																																														
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																																																														
実施人数	22	32	28	27																																																														

目 標	実施方法(内容)
<p>生活習慣病発症予防と重症化予防</p> <p>特定健康診査受診率 目標値 R8 57 %</p> <p>特定保健指導実施率 目標値 R8 55 % (第3期データヘルス計画より)</p>	<p>○特定健康診査 4月から12月、保健センター・振興センター等を会場に集団検診により実施 対象者：40歳～74歳の被保険者 基本的な検査項目：問診、身体計測、血液検査、尿検査 詳細な検診項目：心電図、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査 実施形態：岩手県予防医学協会に委託</p> <p>○特定保健指導 特定健康診査の結果、内臓肥満症候群該当者及び予備群の方に対し保健指導を行う。 実施形態：健康づくり課(直営)及び岩手県予防医学協会(委託)</p> <p>○糖尿病性腎症重症化予防 特定健康診査受診者のうちHbA1cの数値が高い方に対し、受診勧奨や保健指導等を行う。</p> <p>○生活習慣病ハイリスク対策(令和3年度より実施) 特定健康診査受診者のうち高血圧未治療者の方に対し、受診勧奨を行う。</p>
<p>健康の保持・増進</p>	<p>○健康教育・健康相談 健康アップ講座等の各種健康講座を開催し、正しい健康情報の提供を行うとともに、健康の自己管理(セルフケア)意識の普及・啓発を図る。</p>
<p>健康づくり意識の向上</p>	<p>○保健推進委員による地域活動 健康講座等の参加に加え、各種健診事業の周知活動・地域の保健活動への協力を行う。</p>
<p>望ましい食生活の普及・啓発</p>	<p>○食生活改善伝達講習会 食生活改善推進員が自治公民館、小売店舗等を会場に食を通じた健康づくりのための講習会や、資料配付を行い普及啓発活動を行う。</p>
<p>医療機関の適正受診</p>	<p>○重複・多剤投与者の保健指導 重複・多剤投与者に対し、保健師・看護師が服薬や日常生活指導を行う。</p>

事 項	現 状																														
(3) 人間ドック及び 脳ドック利用奨励金 の交付	<p>被保険者の疾病の早期発見に努め、早期治療を行い健康増進を図るため実施している。</p> <p>○人間ドックの状況</p> <table border="1" data-bbox="512 392 1294 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>348件</td> <td>343件</td> <td>353件</td> <td>268件</td> </tr> <tr> <td>奨励金額</td> <td>6,933千円</td> <td>6,793千円</td> <td>7,019千円</td> <td>5,326千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○脳ドックの状況</p> <table border="1" data-bbox="512 593 1294 745"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年12月現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>34件</td> <td>28件</td> <td>33件</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>奨励金額</td> <td>638千円</td> <td>538千円</td> <td>567千円</td> <td>623千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年度より申請方法を追加。指定検査機関で受診する場合は事前に申請する必要があることから、7年12月末は受診予定者を含む申請件数。</p>		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	件数	348件	343件	353件	268件	奨励金額	6,933千円	6,793千円	7,019千円	5,326千円		令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在	件数	34件	28件	33件	34件	奨励金額	638千円	538千円	567千円	623千円
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																											
件数	348件	343件	353件	268件																											
奨励金額	6,933千円	6,793千円	7,019千円	5,326千円																											
	令和4年度	5年度	6年度	7年12月現在																											
件数	34件	28件	33件	34件																											
奨励金額	638千円	538千円	567千円	623千円																											
7 広報活動の充実 (1) 制度運営等の周知 及び健康づくりの 意識啓発	<p>国保事業を円滑に実施するためには、被保険者が国保制度についての理解を深めることが重要であることから、国保制度の趣旨目的及び事業の実態を認識させるとともに、健康意識の高揚を図るなど、被保険者に対する啓発活動の実施に努めている。</p>																														

目 標	実施方法(内容)
<p>特定健診未受診者の健診機会の確保</p>	<p>○人間ドック 被保険者が人間ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は35歳になる年度から74歳になる年度まで (市で実施する特定健康診査(集団健診)を受診できない人など)</p> <p>○脳ドック 被保険者が脳ドックを受診した際、利用料の1/2(上限2万円)を交付する。 対象は40歳になる年度から74歳になる年度まで</p>
<p>市民への制度、オンライン確認等の周知に努める。</p>	<p>市広報紙、ホームページを活用し国保制度(資格異動届出、減免、制度改正等)、オンライン資格確認等の周知を図る。 マイナ保険証の利用促進や資格確認書について周知を図る。 新規加入者については、国保制度周知パンフレットを窓口で配布する。 国保だよりの作成・配布により、市の国保の現状の周知を図る。 国保資格喪失についてオンライン申請が可能となったことから、市広報紙、ホームページを活用し周知を図る。</p>
<p>「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの意識啓発に努める。</p>	<p>医師会等関係団体と連携しながら各種健康講座を開催し、健康の自己管理(セルフケア)意識の啓発に努める。</p>